

1. 災害救助法の概要

○「災害救助法」(昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号)

1. 目 的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

2. 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3. 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例 人口 5,000 人未満 住家全壊 30 世帯以上）に行う。

4. 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 救助の種類

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理 |
| ② 食品、飲料水の給与 | ⑦ 学用品の給与 |
| ③ 被服、寝具等の給与 | ⑧ 埋葬 |
| ④ 医療、助産 | ⑨ 死体の搜索及び処理 |
| ⑤ 被災者の救出 | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

(2) 救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って都道府県知事が定めるところによる。

5. 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

6. 経費の支弁及び国庫負担

(1) 都道府県知事の支弁：救助に要する費用は、都道府県知事が支弁

(2) 国 庫 負 担：(1)により費用が 1 0 0 万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

ア 普通税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
イ 普通税収入見込額の 2/100 をこえ 4/100 以下の部	80/100
ウ 普通税収入見込額の 4/100 をこえる部分	90/100

7. 災害救助基金について

(1) 積立義務（災害救助法第 37 条）

過去 3 年間に於ける都道府県普通税収入額決算額の平均年額の 5/1000 相当額（最少額 500 万円）を積み立てる義務が課せられている。

(2) 運 用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。